

### 経営の拡大・多角化（事業経費助成）

財団は、森林施業に係る事業と並行して、森林・林業・木材産業に関連する新規の取組又は規模を拡大する取組を支援するため、次の表の要件を満たす者を対象として、同表に定める経費について助成するものとする。

表 12

#### 1 対象者及び助成率

対象者	助成率	備考
都内に事業所を有する林業経営体	1 / 2 以内 (上限2,500千円/年)	・助成基準は2のとおり。

#### 2 助成基準等

助成基準
以下の全てを満たすこと。 (1) 対象者が森林施業に係る事業と並行して、新規に又は規模を拡大して実施する、森林・林業・木材産業に関連する事業であること。 (2) 多摩の森林や多摩産材のPRに資する事業であること。 (3) 事業により見込まれる効果を示すことができること。
対象経費基準
下記(1)～(6)を満たす経費であること。 (1) 対象事業を実施するための初期投資に係る経費 (2) 助成対象期間中に契約、契約の履行(取得・実施等)、支出が完了した経費 (3) 助成対象の、使途・単価・規模等の確認ができる経費 (4) 対象事業の実施に関わるものとして、他の事業と明確に区分できる経費 (5) 財産の取得に関する経費の場合、所有権が対象事業者のものとなる経費 (6) 規模を拡大して実施する対象事業については、数量等を拡大する分の経費
対象経費
賃借料 専門家謝金 広告費 備品費 施設整備費 資格取得費 土地造成費 一般需用費 委託料 交通費 その他理事長が認める費用